

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月23日

葛飾区長

葛飾区条例第42号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「休日保育等」を「休日保育、年末年始保育及び病後児保育」に改め、同条第1項中「休日保育等」を「休日保育、年末年始保育又は病後児保育」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「及び第3号」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（緊急一時保育及び一時保育の保育料）

第7条 緊急一時保育及び一時保育に係る保育料は、0円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。